## スノーボート委員会内規

- 1 本連盟規約第35条第2項の規定及び業務運営要項第11の規定に基づき、 スノーボート委員(以下 委員会」という)の内規を定める。
- 2 委員会は、スノーボードの普及振興を図るため、次の業務を担当し、これを処理する。
  - (1)スノーボート準指導員検定に関すること。
  - (2)スノーボート技術選手権大会に関すること。
  - (3)スノーボートの指導者研修会に関すること。
  - (4)スノーボードの指導者の育成並びに強化に関すること。
  - (5)スノーボートの指導に関すること。
  - (6)スノーボードのバッチテス Hに関すること。
  - 7 体委員会所管の行事計画及び予算に関すること。
  - (8)その他の所管事項に関すること。
- 3 委員会は、担当理事、部員で構成し、選任については、理事会で決定し、本連 盟会長が委嘱する。
- 4 委員長は、委員の互選により定める。
- 5 委員会は、委員長が招集し、必要に応じて会長、副会長、理事長及び専門部 関係者の出席を要請する。ただし、最初の委員会は、理事長が招集する。
  - (1)委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
  - (2)委員会の議事は、出席委員の過半数で決するものとする。
- 6 委員の任期は、本連盟担当役員の任期と同一とし、再任することができる。
- 7 この内規は、平成 12 年 10 月 28 日から施行する。 平成 16 年 10 月 30 日一部改正